

## 株式会社イトー急行 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和3年4月～ 制度内容等について社内広報誌などにより社員に周知

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年 4月～ 休業を申し出た社員に対して制度についての説明と関係する各種パンフレットを配布

目標3：令和5年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和3年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和3年10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和5年 4月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修（年1回）及び社内広報誌による社員への周知

目標4：令和6年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間11日以上とする。

<対策>

- 令和3年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和4年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施、取得の呼びかけ
- 令和5年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始